

監理技術者の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、監理技術者の兼務に関する取扱い（令和3年3月5日付け出総第337号）に基づき、2件の工事で監理技術者を兼務できる対象である。

2 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が2件の工事を兼務できる。

- 1) 設計額（税込）が3億円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が同一の振興局等又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

振興局等地區		所管区域（市町村）
盛岡広域振興局		盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局	本局	奥州市 金ヶ崎町
	花巻地区	花巻市 遠野市
	北上地区	北上市 西和賀町
	一関地区	一関市 平泉町
沿岸広域振興局	本局	釜石市 大槌町
	宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
	大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局	本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村
	二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること（発注者には、国、市町村等を含む）。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない。）。
- 6) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- 7) 技術的難易度が高い工事（総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易1型）でないこと。
- 8) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 9) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

3 手続き

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届（様式第2号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第2号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。